

筑前町立中牟田小学校

PTAのしおり



- 各委員会の活動の手引き
- PTA 規約・内規

PTAのしおり

はじめに

このPTAしおりは、中牟田小学校のPTA会員になられた方にはPTA活動の手引き書として、また各委員会活動の中心となって担当される各委員長、各委員、本部役員及び職員の方には、活動内容の確認書として活用する事を目的に、平成18年度から運用を始めています。どうぞ、PTA活動の様々な場面でご利用頂き、それぞれの活動に役立ててください。

学年委員会

学年学級の教育活動に協力するとともに、保護者と教師の親睦を図りましょう。

1. 組織

委員長1名・副委員長1名・書記1名

(以上、第1回委員総会において選出)

各委員・委員担当教員数名・本部役員より窓口1名

2. 活動

第1回委員総会において、年間活動目標、年間活動計画を決めます。

(1) 運営委員会

原則として、学年委員長が出席します。

都合により出席できない場合は、副委員長が出席します。

(2) 委員会

運営委員会の報告、委員会内の打ち合わせ等を行います。

各学年、学級の様子を話し合い、学年委員会の進め方などについて意見を出し合います。

集会参加者の出席者数を確認し、報告します。

(3) 新年度、各学年の学級数×3名で所属する委員会(学年、環境整美、広報)が決まったら、担任の先生と顔合わせをします。

年間行事の把握、各学年の必要な事項を話し合います。学年委員は学級費や学年費の監査をします。

(4) PTA主催の学習会の企画、運営をします。

(5) 年度末に次年度の学年委員決めをします。

(6) 各クラスにおいて懇談会時に委員会で決まったことや話し合っしてほしいことなど、必要に応じて報告します。

(7) 駐車場整理等のサポーターの人数が少ない場合は、お手伝いをします。

環境・整美委員会



子どもの健康・環境整美について、積極的な推進に努めましょう。

1. 組織

委員長 1 名・副委員長 1 名・書記 1 名

(以上、第 1 回委員総会において選出)

各委員・委員担当教員数名・本部役員より窓口 1 名

2. 活動

第 1 回委員総会において、年間活動目標、年間活動計画を決めます。

(1) 運営委員会

原則として、委員長が出席します。

都合により出席できない場合は、副委員長が出席します。

(2) 委員会

運営委員会の報告、委員会内の打ち合わせ等を行います。

(3) 新年度、各学年の委員(学年、環境・整美、広報)が決まったら、担任の先生と顔合わせをします。

年間行事の把握、各学年の必要な事項を話し合います。

(4) 中牟田小学校内の安全、衛生等の面から、より良い教育環境作りについて皆で話し合います。学校の美化のため、花植え活動の補助をします。

(5) 衛生美化の推進

校内の衛生美化について意見を出し合い、実践します。

(6) 各学年において

懇談会時に委員会で決まったことや話し合っしてほしいことなど、必要に応じて報告します。

(7) 夏、冬休みの巡回補導の計画を立てます。

(8) 筑前町青少年育成町民会議の中の環境安全部会(通称 ゆめづくり隊)の委員を 1 名選出します。

(9) 駐車場整理等のサポーターの人数が少ない場合は、お手伝いをします。

広報委員会



学校・地域での子どもの様子やPTA活動をわかりやすく伝えるよう努めましょう。

1. 組織

委員長1名、副委員長1名、書記1名

(以上、第一回委員総会において選出)

各委員、委員会担当教諭数名、本部役員より窓口1名

2. 活動

第1回委員総会において、年間活動目標、年間活動計画を決めます。

(1) 運営委員会

原則として、委員長が出席します。

都合により出席できないときは、副委員長が出席します。

(2) 委員会

運営委員会の報告、委員会内の打ち合わせ等を行います。

広報誌「愛校だより」、ふれあい中牟田新聞の企画・作成、その他の話し合いを行います。

(3) 新年度、各学年の委員(学年、環境整美、広報)が決まったら、担任の先生と顔合わせをします。

年間行事の把握、各学年の必要な事項を話し合います。

(4) 広報誌「愛校だより」の発行

年二回、中牟田校区の全世帯へ配布します。

(5) 手作り新聞「ふれあい」の作成

学校内の行事や子どもたちの様子を中心に、写真を効果的に入れて作成します。

(発行回数は委員会で検討します。)

(6) 行事の写真撮影のために、担当を決めます。

(7) 各学年において

懇談会時に委員会で決まったことや話し合っしてほしいことなど、必要に応じて報告します。

(8) 駐車場整理等のサポーターの人数が少ない場合は、お手伝いをします。

地方代表者



1. 組織

各地方の代表者、学校代表者

2. 活動

第1回委員総会において、以下のことを確認します

○こども110番の家

校区内のお店や個人の方に、“こども110番の家”のポスター設置をお願いします。

- ・ポスターが必要な場合は学校へ連絡してください。
- ・ポスター設置のお礼状は、学校より各設置者へ発送します。

○危険箇所点検

各地区の通学路を点検確認します。

- ・4月に教育委員会からの文書をお渡しします。危険箇所等必要事項を記入して、学校へ提出します。

○役員選出について

- ・第1回役員選考委員会に出席し、役員選考に関する情報交換等を行います。



(1) 活動を始めるにあたって

委員会の活動が円滑に行なわれるように、委員会を中心とした組織を作り、活動内容・時期に応じて適切な役割分担を行ないます。

- a. 委員会で委員長・副委員長・書記を決めます。
- b. 委員会で必要に応じて、連絡網を作ります。
- c. 一年間の活動を計画します。

(2) 委員会（定例会）について

委員会を開く時は、前もって担当の先生や役員に連絡し、終わったら内容の報告をします。活動後は反省会等を開き、運営委員会で報告します。

(3) 学校施設利用について

学校の教育活動に影響のない日時を選ぶことが原則です。

施設を利用する場合は、教頭先生に申請します。

(4) 委員会連絡網の使用について

委員会連絡網は、必要に応じて各委員活動で作成してください。会員のプライバシー保護に努めて下さい。

連絡網を使用する時は、次の厳守事項を徹底して下さい。

- ※ ・外部に漏れないように、細心の注意を払って下さい。
- ・目的以外の連絡には、一切使用しないで下さい。

(5) プリント発行の手順

○発行前の確認は大切です。教頭先生に必ず提出してください。教頭先生に確認してもらいます。

○プリントには、日時・会長名・委員長名・校長名を記入します。

○印刷の注意

- ・15枚までの印刷は、職員室のコピー機を利用して下さい。
- ・15枚を超える場合は、印刷機を使用して下さい。

○アンケートや申し込み用紙を回収する場合、切り取り線の下にもタイトルと締切日を記入します。

○棚入れの際は、配布物は、活字が見える方を表にして下さい。

○次ページの様式をご参照ください。

【プリントの様式】

〇〇〇〇〇様	令和〇〇年〇月〇日
	筑前町立中牟田小学校
	PTA会長 〇〇 〇〇
	〇〇委員長 〇〇 〇〇
	校長 〇〇 〇〇

～のお知らせ（件名を表記）

本 文

- ①季節のあいさつは簡潔にします。
- ②目的を明記してください。
- ③表現は誤解のないように配慮してください。

記

日時、場所、締め切り等

しおりの発行について

しおりの作成及び管理は、PTA運営委員会で行います。また、発行の責任者は、会長です。原則として、長子が新1年生の保護者、転入職員及び転入生の保護者に配布され、保存版として活用いただきます。ただし、破損等の申し出があった際は、随時配布します。また、記載事項に変更、訂正、追記があった場合は、修正版を作成し、長子の全保護者に配布します。

改定履歴についてはしおりに記載せず、履歴の確認は保管されているしおりの原本（PCデータ）にて行います。

○学校施設・備品関係の破損について

窓ガラスやドア、その他学校の物品等を破損した場合、以下のように対応します。

- ・基本的に修理費は保護者負担とします。
- ・上限を1万円とします。
- ・複数人がかかわっていた場合は、保護者の話し合いで金額を決めます。
- ・特殊な場合は、管理職・児童担任・保護者で協議して金額を決めます。

○図書室の本の紛失及び破損について

紛失及び破損の場合は、現物返還をします。

現物がない場合は、相当の金額で返還します。

○校内への車の乗り入れ禁止について

児童の安全を考え、学校内及び学童前駐車場への車の進入を制限しています。

特に、児童の下校時間帯に学童前駐車場に車が進入すると、学童に通う児童の安全が守れない恐れが出てきますので、ご配慮をお願いします。（プール裏駐車場を使用）

プール裏の駐車場への出入りについては、一方通行で入っていただき、登下校中の児童の安全に十分配慮して下さい。

プール裏駐車場が混雑している場合は、運動場へ誘導します。安心メールでお知らせしますのでご確認ください。

※学校周辺はスクールゾーンになっています。制限速度を守って下さい。

※児童、または保護者の健康上の理由等がある場合は、校舎内に入っていたらいてください。その場合は、「校内通行許可証」をお渡ししますので、それを車の見える場所においていただくよう、ご協力をお願いしています。

「校内通行許可証」が必要な場合は、学校に連絡をお願いします。

○PTA 名札について

「お互いに知り合って、中牟田の子をともに育てよう」というねらいのもと、校内では PTA 名札の着用をお願いします。

長子の入学時(転入の方は転入時)に名札をおわたししています。紛失等でなくなった方は、2枚目からは100円でお配りしています。

○安心メールについて

緊急の用件などの連絡方法として、安心メールへの加入をお願いしています。未加入の方は、学校に登録方法の用紙がありますので、登録をお願いします。

○自転車に関する申し合わせ事項

- ・低学年は、保護者のみまもりのもと家のまわりで乗ります。
- ・中学年以上は、交通ルールを守って乗ります。
国道（車道の方）を通る時は、おして歩きます。
- ・ヘルメットを着用します。
- ・保健への加入が努力義務化されています。

中牟田小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は、中牟田小学校PTAと称し、事務局を中牟田小学校内におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、教育基本法に則り、家庭と学校及び社会における児童の健全な成長と、会員相互の研修を図ることを目的とする。

第3章 性 格

第3条 この会は、教育を本旨とする社会教育団体として、次の性格を有する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と連携する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。

第4章 活 動

第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) よい保護者よい教職員となるため研修に努める。
- (2) 家庭と学校と地域社会との緊密な連携によって、児童の健全な育成を図る。
- (3) 児童の生活、教育環境の改善を図る。
- (4) 学校教育の伸展に協力する。

第5章 会 員

第5条 この会は、本校に在籍する児童の保護者、及び本校の教職員で組織する。

第6条 会員の権利と義務は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- (2) 会員は、すべてこの会の活動に積極的に参加する。
- (3) 会員は、会費を納めなければならない。
- (4) この会は、朝倉郡PTA連合会、福岡県PTA連合会、北筑後ブロックPTA連合会及び全国PTA協議会の会員となることができる。
- (5) この会の慶弔規定は別に定める。

第6章 経 理

第7条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第8条 この会の予算は総会において議決し、執行するものとする。

第9条 この会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 役員

第11条 この会に、次の役員をおく。

会長	1名	書記	3名(教職員1名)
副会長	複数名(2名以上)	会計	2名(教職員1名)

第12条 役員は、他の委員、会計監査員を兼ねることはできない。

第13条 会長は、会務を統括し、会合を主宰し、会を代表する。

第14条 会長に欠員が生じた時は、副会長をもって充てる。任期は前任者の残り期間とする。

第15条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

第16条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 規約、人事録、議事録、諸活動の記録、通信、文書の保管を行う。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第17条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算を立案し、総会に提案する。

第18条 役員は、委員総会で承認を得、総会で報告する。

第19条 役員の任期は1年(4月1日から3月31日まで)とする。ただし、再任は妨げない。

第8章 会計監査委員

第20条 この会に、会計監査委員を2名おく。

第21条 会計監査委員は、委員総会にて承認を得なければならない。

第22条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行う。

第23条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9章 役員・会計監査委員の選考

第24条 役員、会計監査委員は、会員の中から次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査委員は役員選考委員会で選出し、委員総会において承認を得、総会で報告する。

第10章 機関及び会議

第25条 この会は、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 役員会
- (4) 運営委員会
- (5) 常置委員会
- (6) 会計監査委員会
- (7) 役員選考委員会

第1節 総会

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第27条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。

第28条 定期総会は原則として4月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認める時、または、会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。

第29条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状提出者については、出席者として取り扱う。

第30条 総会の議決は出席会員の多数決とする。可否同数の時は議長がこれを決定する。なお委任状の数は多数の方に加算する。

第31条 定期総会及び臨時総会は次のことを協議決定する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 規約の決定 | (2) 役員への報告 |
| (3) 会費の決定 | (4) 予算・決算の承認 |
| (5) 事業報告及び事業計画 | (6) その他必要と認めること |

第2節 委員総会

第32条 委員総会は役員、常置委員、教職員全員によって構成する。

第33条 委員総会は、会長が召集し、主宰する。

第34条 委員総会は総会につぐ議決機関で、その任務は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 総会に提出する案件の審議 | (2) 細則の設定、変更及び廃止 |
| (3) 役員及び会計監査委員の承認 | (4) その他必要な事項 |

第3節 役員会

第35条 役員会は、必要に応じ会長がこれを召集し、会の運営について会長が諮問する。

第4節 運営委員会

第36条 運営委員会は、この会の役員及び常置委員長をもって構成する。

第37条 運営委員会は定期的で開催する。なお、会長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の要求があった時は、臨時に開催することができる。

第38条 運営委員会は、会長が召集し、主宰する。

第39条 運営委員会は、委員の現在数の2分の1をもって定足数とし、出席者の過半数で決める。

第40条 運営委員会は、会運営の執行機関とし、次の事項を処理する。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 各委員会の連絡・調整 | (2) 総会に提出する議案の作成 |
| (3) 総会の委任事項 | (4) 予算更正に関する事項 |
| (5) 細則の制定、改正及び廃止 | (6) その他の運営に関すること |

第5節 常置委員会

第41条 常置委員会の構成は、この会の役員以外の教職員及び常置委員全員をもってこれにあてる。

第42条 この会に次の常置委員会をおくが、必要に応じ臨時委員会をおくことができる。

- (1) 学年委員会 (2) 広報委員会 (3) 環境・整美委員会

第43条 常置委員会には委員長をおき、委員会を主宰する。委員長は委員会で互選し、会長が委嘱する。

第44条 常置委員会には副委員長をおく。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時にはこれを代行する。その選出方法は前条に準ずる。

第45条 常置委員長は、常置委員会の活動予定及び結果について直ちに会長及び書記に報告しなければならない。

第46条 常置委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第47条 臨時委員会の設置は、運営委員会で決定し、その取り扱いは常置委員会に準ずる。なお、この委員会は任務が終了した時に解散する。

第48条 各委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 学年委員会

1. 会員の研修機会をつくる。
2. 学年相互の連携を図り、活動の推進指導を行う。

(2) 広報委員会

1. 学校と家庭、地域社会との連携を図るために、広報活動を行う。
2. 定期的に機関紙を発行する。

(3) 環境・整美委員会

1. 子どもがよりよい生活をするよう生活補導を行う。
2. 交通安全の指導を行う。
3. 学校環境の整美に努める。
4. 学校、社会における子どもの安全に努める。

第6節 会計監査委員会

第49条 この会に会計監査委員会を置き、この会の予算の執行状況について随時監査を行う。

第7節 役員選考委員会

第50条 役員を選出する時には、役員選考委員会を置く。

第51条 役員選考委員会の委員は、常置委員より選出する。

第52条 役員選考委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

第53条 選考委員会の委員の数と選出の方法は別に内規で定める。

第54条 選考委員の任期は、その任務を終了した時に解任される。

第11章 細 則

第 55 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第 56 条 運営委員会は細則を制定、改正及び廃止した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 規約改正

第 57 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって、改正することができる。

第13章 発効

第 58 条 この規約は昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。

平成 15 年 4 月 26 日に一部改正する。

平成 15 年 5 月 11 日に一部改正する。

平成 16 年 4 月 26 日に一部改正する。

平成 19 年 4 月 20 日に一部改正する。

平成 24 年 5 月 22 日に一部改正する。

令和 8 年 2 月 13 日に一部改正する。

中牟田小学校PTA細則

第1章 会長、副会長選出及び役員、会計監査委員の就任

第1条 会長、副会長選出及び役員、会計監査委員の就任は次のとおり行う。

- (1) 会長、副会長、書記、会計は役員選考委員会により選出する。
- (2) 翌年度入学児の保護者については会員と同様推薦の資格が与えられるものとする。
- (3) 役員選考委員会は、常置委員で選出されたもので構成する。
- (4) 候補者の推薦は役員選考委員会によってなされるが、その氏名を発表する前に、被推薦者の同意を得なければならない。
- (5) 役員及び会計監査委員は、年度末の委員総会において承認を受け就任する。
- (6) 副会長は女性1人を充てる。(母親代表者会に参加が必要なため)

第2章 地方代表者

第1条 組織並びに選出

(1) 地方代表者の組織については、次のとおりとする。

- ・地方代表者 13名(各地方より1名)
- ・学校代表者 1名(教頭)

(2) 地方代表者の選出

- ・各地方より1名選出
- ・選出方法については、各地方に一任

第2条 地方代表者の任務

(1) 地方代表者の役割

- ・地方代表者の任務は、次のとおりとする。
 1. 学校と地方分会との連絡調整に関すること。
 2. 分会内の安全・安心の環境づくりに関すること。
 - ・危険箇所点検
 - ・子ども110番
 3. 役員選考に関すること。

第3章 校長、教頭の参画

第1条 校長及び教頭は、学校管理並びに教育上、すべての会合に出席して意見を述べるができる。

第4章 教育環境の改善

第1条 児童の教育環境の充実・改善のために、サポーター(ボランティア)を募集する。

第2条 自主的サークルの活動を支援する。

第5章 細則の制定、改正及び廃止

第1条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成によって、制定、改定及び廃止することができる。

第2条 細則の制定、改正及び廃止の結果は、次期総会に報告しなければならない。

第6章 規則の発動

第1条 この細則は、平成5年4月26日より実施する。

平成24年5月2日に一部改正する。

令和8年2月13日に一部改正する。

役員選考委員会内規

1 組織

第1条 役員選考委員会の組織については、PTA規約、細則、並びに内規によって次の組織とする。

委員長	1名	副委員長	1名	
書記	1名	委員	6名	計9名

2 委員長・副委員長・書記及び会計監査委員の選出

第2条 役員選考委員会の委員長・副委員長・書記及び会計監査委員は次の内規によるものとする。

- (1) 委員長・副委員長及び書記は、第1回選考委員会で互選により選出する。
- (2) 会計監査委員は、役員選考委員より2名選出する。

3 役員選考方法

第3条 役員選考の方法については、下記の方法で選出する。

- (1) 役員選考委員会の第1回の委員会の開催については、PTA会長が招集を行い、第2回以降については、選考委員会委員長が招集する。
- (2) 役員選考にあたっては、まず、会長の選出から行う。
- (3) 会長候補者の内諾を得たら、会長の意向を踏まえ、副会長・書記・会計の選出を行う。
- (4) 会計監査委員は、役員選考委員から選出する。
- (5) 役員選考委員会を現本部役員及び地方代表者が支援する。

4 その他

第4条 役員選考の方法

- (1) 会長1名、副会長2名以上・書記2名・会計1名を役員選考委員会で選考する。

※令和8年3月 PTA 運営委員会で確認